

児童手当の支給事務に関する特定個人情報保護評価書 (全項目評価書 重要な変更に伴う再評価) (案) の概要

●特定個人情報保護評価とは

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)による社会保障・税番号制度(番号制度)の導入に伴い、個人番号をその内容に含む個人情報(特定個人情報)を保有する事務については、特定個人情報を保有するまでに、特定個人情報の保有・利用に伴って生じるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置等を、特定個人情報保護評価書により公表することとされています。

この一連の手続きを「特定個人情報保護評価」と呼び、個人番号法第27条に規定されています。

●児童手当の支給に関する事務は

番号法の導入により、個人番号をその内容に含む個人情報(特定個人情報)を保有する事務となるため、「特定個人情報保護評価」を行うこととなりました。

また、「特定個人情報保護評価」には、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価の3種類がありますが、しきい値(特定個人情報ファイルの対象者数や取扱者数など)による判断から、神戸市の児童手当の支給に関する事務は、もっとも詳細に評価を行う全項目評価の対象となり、平成27年に市民の皆様のご意見をお伺いしたうえで、平成27年9月30日に評価書を公表しました。

●全項目評価の対象となった場合は

- ①市で作成した評価書案を公示し、市民から意見を募集します。
- ②提出された意見を考慮した評価書により、第三者点検を受けます。
- ③第三者点検後、国の特定個人情報保護評価委員会へ評価書を提出し、公表します。

●重要な変更に伴う評価の再実施について

このたび、効率的な行政運営の推進及び市民サービスの向上を目的として、児童手当支給事務の一部を民間事業者に委託するにあたり、委託内容の実施には、特定個人情報ファイルの取扱いが必須となります。

「特定個人情報保護評価」において特定個人情報ファイルの取扱いの委託内容の変更は「重要な変更」に該当することから、このたび「特定個人情報保護評価」の再評価を実施するにあたり、市民の皆様のご意見を募集いたします。